○国土交通省告示第三百五十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項及び気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四項の二第二項の規定に基づき、平成三年運輸省建設省告示第二号（洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

水系名	河川名	区間 上流端	区間 下流端	基準地点	担当官署名
（略）					
十勝川水系	利別川	（略）	（略）	（略）	北海道開発局帯広開発建設部釧路地方気象台
	途別川	左岸　北海道中川郡幕別町字千住七百二十番二地先のＪＲ根室本線鉄橋下流端 右岸　北海道中川郡幕別町字千住七百十九番一地先のＪＲ根室本線鉄橋下流端	十勝川への合流点	千住十二号橋	
	札内川	ヌウナイ川の合流点	十勝川への合流点	第二大川橋	
（略）					

改正前

水系名	河川名	区間 上流端	区間 下流端	基準地点	担当官署名
（略）					
十勝川水系	利別川	（略）	（略）	（略）	北海道開発局帯広開発建設部釧路地方気象台
	（新規）	左岸　北海道中川郡本別町本別百番の一地先 右岸　同町本別十一番の二地先	十勝川への合流点	東橋、利別	
	（新規）	ヌウナイ川の合流点	十勝川への合流点	第二大川橋	
（略）					

附　則

この告示は、公布の日から施行する。